

第8回農業委員会定例会(議事録)

1. 日 時 令和3年8月30日(月) 午前10時00分

午前10時30分

2. 場 所 竹原市役所3階 第1第2委員会室

3. 出席農業委員 1 石本委員, 2 山元委員, 3 祐本委員, 5 渡橋委員
6 赤坂委員, 7 土居民喜委員
欠席農業委員 4 宮崎委員

4. 説明員 國川事務局長, 木原係長, 鳥本専門員, 小池主事

5. 審議案件

議案第38号 農地法第4条の許可による許可申請について
議案第39号 農地法第5条の許可による許可申請について
議案第40号 非農地証明申請について
報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和3年第8回竹原市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席者は、4番宮崎委員です。</p> <p>本日の議事録署名者に、7番土居喜委員を指名いたします。</p> <p>広島県が緊急事態宣言を発令したことから、本総会につきましては、出席者の人数を減らすため推進委員の出席を求めないこととし、8月20日に担当推進委員と現地調査をした結果を踏まえ、現地調査を行った山元委員から現状の説明を行うこととします。</p> <p>それでは、日程第1、議案第38号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、新庄町字下末宗158番3、の1筆、地目は畑、面積は計86㎡です。</p> <p>墓地の用途で利用するため申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>申請者は既に墓地を設置しているため、申請者から始末書の提出を受けており、申請者は深く反省するとともに、今後は関係法令を遵守する旨誓約されております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。</p>
山元委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南西に約900m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に墓地が造成されておりました。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p>
	<p>次に日程第2、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議案といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の2ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、竹原町字上新開3600番地、換地後の地番は32街区3画地の1筆、地目は田、面積は1,639㎡、換地後の面積は1,230.05㎡です。</p> <p>分譲住宅用地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>区画整理区域内にある用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。
山元委員	申請地は、竹原市役所から北に約 650m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 3 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、竹原町字堀越 3077 番 6 の 1 筆、地目は畑、 面積は 122 m ² です。 庭敷地の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 既に倉庫を設置しているため、所有者から始末書の提出を受けており、 所有者は深く反省するとともに、今後は関係法令を遵守する旨誓約されて おります。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。
山元委員	申請地は、竹原市役所から南西に約 750m付近にあります。 現地確認時、耕作されておらず、一部に既に倉庫が設置されていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 3 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 4 ページをご覧ください。 3 番の申請地は、竹原町字多井一ノ割 2771 番、2774 番の 2 筆、 地目はいずれも田、面積は計 2,023 m ² です。 太陽光発電設備の用途で利用することに伴い、所有権を移転するもの です。 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第 2 種農地と判断いたします。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。
山元 委員	申請地は、竹原西小学校から南西に約 700m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 4 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 2 ページ、参考資料の 5 ページをご覧ください。 4 番の申請地は、忠海東町五丁目 59 番 42 の 1 筆、地目は畑、 面積は 680 m ² です。 資材置場及び駐車場の用途で利用することに伴い、所有権を移転するもの です。 既に資材置場及び駐車場の用途で利用しているため、所有者から始末書の 提出を受けており、所有者は深く反省するとともに、今後は関係法令を遵守 する旨誓約されております。 用途が定められた区域にある農地であり、第 3 種農地です。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。
山元 委員	申請地は、旧忠海東小学校から南東に約 150m付近にあります。 現地確認時、耕作されておらず、既に資材置場及び駐車場として利用され ていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 次に 5 番と 6 番については関連がありますので、一括して審議を行います。 事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 6 ページをご覧ください。 5 番の申請地は、新庄町字神田沖 1064 番 1 の 1 筆、地目は田、 面積は 254 m ² です。 6 番の申請地は、新庄町字神田沖 1064 番 8 の 1 筆、地目は田、 面積は 76 m ² です。

	<p>自己住宅の用途で一体的に利用することに伴い、所有権を移転するものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。</p>
山元 委員	<p>申請地は、賀茂川中学校から南に約400m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。</p> <p>次に日程第3、議案第40号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の7ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、本町三丁目3837番の1筆、地目は畑、面積は76㎡です。</p> <p>申請地は、昭和27年以前から既に天理教の教会敷地として使用されており、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。</p>
山元 委員	<p>申請地は、竹原市役所から北東に約750m付近にあります。</p> <p>現地確認時、既に教会敷地として利用されていました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。</p> <p>次に2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の8ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、忠海中町三丁目1732番の1筆、地目は畑、面積は16㎡です。</p> <p>申請地は、市道沿いの法面で現在山林状態となっており、地目変更登記を行うために申請されたものです。</p> <p>農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等で、第2種農地と判断いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	現地確認を行った山元委員から補足説明をお願いします。
山元委員	申請地は、忠海支所から北西に約 650m付近にあります。 現地確認時、耕作されておらず、山林状態となっていました。 説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	「質疑、意見なし」の声あり
議 長	ないようですので、本件を非農地証明することにご異議ありませんか。
	「異議なし」の声あり
議 長	異議なしと認めます。よって本件を非農地証明することに決定いたします。 次に日程第 4、報告第 1 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 5 ページ、参考資料の 9～10 ページをご覧ください。 令和 3 年 7 月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。 件数は 3 件、筆数は田 1 1 筆、畑が 1 1 筆の計 2 2 筆、 面積は計 9,324 m ² の届出がありました。 詳細につきましては参考資料の 9～10 ページをご確認ください。 説明は以上です。
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。 引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	本日予定していました利用状況調査等の研修は、広島県が緊急事態宣言を発令したことから中止といたします。調査の内容等については、後日個別に説明させていただきます。事務局からは以上です。
議 長	以上をもちまして、令和 3 年第 8 回竹原市農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 8 月 3 0 日

議 長 祐本 征武

署名委員 土居 民喜